

附 則（平成22年 6 月29日付け22総食第326号）

この通知は、平成22年10月 1 日から施行する。ただし、局長は、この通知の施行前においても、この通知による改正後の輸入麦の買入れ・販売等に関する基本要領の規定の例により、平成22年10月 1 日以降に引き渡される輸入麦に係る販売に必要な手続を行うことができる。

なお、この通知の施行前に、この通知による改正前の輸入麦の買入れ・販売等に関する基本要領（以下「旧要領」という。）の規定により締結した売買契約に係る輸入麦の販売に必要な手続については、旧要領の規定は、なおその効力を有する。この場合において、平成22年10月 1 日以降に販売するときは、旧要領中「地方農政事務所長等（分任契約担当官）」とあるのは「局長(契約担当官)」と、「地方農政事務所長等(分任物品管理官)」とあるのは「食糧部長(物品管理官)」と読み替えるものとする。

附 則（平成23年 9 月 1 日付け23生産第4324号）

（施行期日）

1 この通知は、平成23年 9 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 第 1 の規定による改正前の各通知（以下「旧通知」という。）の規定により農林水産省総合食料局長がした認定その他の行為（以下「認定等」という。）は、第 1 の規定による改正後の各通知（以下「新通知」という。）の相当規定により農林水産省食料産業局長又は生産局長がした認定等とみなし、旧通知の規定により農林水産省総合食料局長に対してした申請その他の行為（以下「申請等」という。）は、新通知の相当規定により農林水産省食料産業局長又は生産局長に対してした申請等とみなす。

附 則（平成24年 4 月 6 日付け23生産第6268号）

この通知による本要領の一部改正は、平成24年 4 月 6 日から施行する。

附 則（平成25年 7 月 1 日付け25生産第1168号）

この通知による本要領の一部改正は、平成25年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年 5 月16日付け26生産第555号）

（施行期日）

1 この通知は、平成26年 5 月16日から施行する。ただし、契約に係る規定は、平成26年 6 月 1 日以降に実施される入札又は見積合せに係る契約から適用する。

（経過措置）

2 この通知による改正前の輸入麦の買入れ・販売等に関する基本要領（以下「旧要領」という。）第 1 章第 4 の 4 (2)、第 4 章 第 3 の 4 (1)のイ及び同章 第 3 の 4 (1)のイの規定により有資格者となった者は、それぞれ旧要領の規定による資格の有効期間内において、この通知による改正後の輸入麦の買入れ・販売等に関する基本要領第 1 章第 4 の 4 (2)、第 4 章 第 3 の 4 (1)のイ及び同章 第 3 の 4 (1)のイの規定により有資格者となった者とみなす。

3 この通知の施行前にした行為等に対する資格の停止又は取消しについては、なお従前の例による。

附 則（平成27年 9 月30日付け27生産第1842号）

（施行期日）

1 この通知は、平成27年10月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この通知による改正前の各通知（以下「旧通知」という。）の規定により農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）がした処分、手続その他の行為（以下「処分等」という。）は、この通知による改正後の各通知（以下「新通知」という。）の相当規定により農林水産省生産局長又は政策統括官（以下「生産局長等」という。）がした処分等とみなし、旧通知の規定により生産局長に対してされた申請その他の行為（以下「申請等」という。）は、新通知の相当規定により生産局長等に対してされた申請等とみなす。

附 則（平成28年12月19日付け28政統第1335号）

1 この通知は、平成28年12月19日から施行する。

2 この通知による改正前の輸入麦の買入れ・販売等に関する基本要領の規定に基づき締結した特別売買契約に係る輸入麦の買入れ及び販売については、なお従前の例によるものとする。